

平成 29 年 11 月 21 日付け公告の「マイクロフィルム図面の電子化データ作成業務委託」にかかる仕様書の一部に不備がありました。次のとおり修正しておりますので、再度仕様書をご確認ください。

訂正内容

訂正箇所	訂正後	訂正内容
仕様書「6 マイクロフィルムの管理及び機密保持について」－「(1) 保管・管理」	受注者は、発注者が貸与するマイクロフィルム <u>(1 回の貸与につき数量 3 本、期間 3 日間を基本とする)</u> の保管・管理には充分注意し、損傷、汚損または紛失のないよう取り扱うこと。成果物の納入前に生じたマイクロフィルムにかかる一切の損害は受注者の負担とする。 なお、マイクロフィルムについては、使用後は速やかに発注者に返却すること。	下線部分を追記